

実戦実習生を看守業務又は護送業務補勤者として運用する場合の
要件及び留意事項について（通達）

宮本留第544号
平成17年9月15日

（概要）

当通達は、実戦実習生を一時的に看守業務及び護送業務の補勤者として勤務させるため

- 運用する場合の要件
 - 運用に当たっての留意事項
- 等について定めている。